

30 土第 608 号  
平成 30 年 11 月 20 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害関連工事における主任（監理）技術者の  
恒常的な雇用関係の特例措置について（通知）

県発注工事においては、国の「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき、「愛媛県建設  
工事入札者心得（電子入札用）」及び個別の工事の入札公告により、専任での配置を要する  
主任（監理）技術者と入札者の間に、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を求めているところ  
です。

しかしながら、今後、平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害関連工事の発注がさらに増加し、  
技術者不足が円滑な復旧の妨げとなることが懸念されることから、別添のとおり「愛媛県  
建設工事入札者心得（電子入札用）」を改正し、技術者が著しく不足する状況にあり、やむ  
を得ないと認められた建設業者に対しては、復旧・復興 J V 対象工事の代表者以外の構成  
員として技術者を配置する場合又は設計金額 1 億円未満の平成 30 年 7 月豪雨災害に係る  
災害関連工事で技術者を配置する場合に限り、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を求めない  
こととしますのでお知らせします。

なお、特例措置の適用に当たっては、総合工程表等の確認を行ったうえで、やむを得な  
い事情の可否を総合的に判断いたしますので、必ず事前に各発注機関までご相談ください。

貴職におかれましては、趣旨を十分ご理解のうえ、貴会員（組合員）に対する周知をお  
願いします。

問い合わせ先

〔建設業法における主任（監理）技術者関係〕  
愛媛県土木部土木管理局土木管理課建設業係  
松代、三木、西田、楠

TEL：089-912-2644（係直通）

〔入札契約制度関係〕

愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約係  
菅、木戸岡、峯松、西谷

TEL：089-912-2643（係直通）

○ 愛媛県建設工事入札者心得 (電子入札用) 新旧対照表

新		旧	
愛媛県建設工事入札者心得 (電子入札者用)	愛媛県建設工事入札者心得 (電子入札者用)	愛媛県建設工事入札者心得 (電子入札者用)	愛媛県建設工事入札者心得 (電子入札者用)
<p>1～23 省略</p> <p>24 技術者を専任で配置しなければならぬ工事において、専任で配置しなければならぬ監理技術者又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。ただし、やむを得ない事情により、土木管理課が認められた場合はこの限りでない。</p> <p>25～34 省略</p> <p>別記様式 省略</p>	<p>1～23 省略</p> <p>24 技術者を専任で配置しなければならぬ工事において、専任で配置しなければならぬ監理技術者又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。</p> <p>25～34 省略</p> <p>別記様式 省略</p>	<p>1～23 省略</p> <p>24 技術者を専任で配置しなければならぬ工事において、専任で配置しなければならぬ監理技術者又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。</p> <p>25～34 省略</p> <p>別記様式 省略</p>	<p>1～23 省略</p> <p>24 技術者を専任で配置しなければならぬ工事において、専任で配置しなければならぬ監理技術者又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。</p> <p>25～34 省略</p> <p>別記様式 省略</p>

### 愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）

愛媛県の発注する建設工事の入札参加者は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

- 1 入札は、愛媛県電子入札システム（平成17年8月17日制定）に定務するシステム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、同運用基準に基づき契約担当者の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
  - 2 入札者は、電子入札システムの入札画面において作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出すること。（ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札書は、1件ごとに1通を作成し、封かんのかん、氏名及び入札番号であることを表記して提出すること。その場合、書類の文字及び印影は明りようであつて、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。）
  - 3 入札金額は、アラビア数字を用いること。
  - 4 入札は入札者名義のICカードにより入札者又はその社員（業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者を含む。）が行うこととし、代理人名義のICカードによる入札は認めないものとする。（なお、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札代理人は、入札書と併せてその代理権限を証明する書面（委任状）を提出し、開札前に入札執行者の確認を受けること。）また、やむを得ず紙入札方式による場合は入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。
- | 氏名  | 住所 | 氏名 | 住所 |
|-----|----|----|----|
| 代理人 | 氏名 | 氏名 | 住所 |
- 5 指名を受けた者は、入札書の提出に至るときは、入札を辞退することができる。  
 (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の番号に掲げるところにより申し出るものとする。  
 ① 電子入札システムの入札画面において入札辞退届を作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。  
 ② やむを得ず紙入札方式による場合は、入札辞退届（別記様式）を、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により契約担当者等に提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。  
 (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
  - 6 入札参加者は、設計書及び現場等を熟覧のうえ、入札しなくてはならない。この場合、指名を受けた者においては、開覧所において設計書を開覧する際には、「入札通知書」画面を印刷したものを（やむを得ず紙入札方式による場合は、入札通知書の写しによる。）を開覧事務担当者等に提出するものとする。
  - 7 入札者がいないとき又は1者（共同企業体の場合は1共同企業体）であるとき（愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札手続要領（平成15年7月1日制定）に定務する入札後審査型一般競争入札のうち、設計金額1億円未満の工事の場合を除く。）は、入札を中止するものとする。ただし、当分の間、入札者がいないときに限り、入札を中止するものとする。
  - 8 次の各号の一に該当する入札は無効とする。  
 (1) 愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第101条の4第1項の規定に該当する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を含む。）が参加した場合を含む。）  
 (2) 工事の請負契約に係る一般競争入札において、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者のした入札  
 (3) 一般競争入札において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある被験者のした入札  
 (4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札  
 (5) 代理権限のない者のした入札  
 (6) 明らかに運合によるものと認められる入札  
 (7) 借びよう性が高いと判断される談合情報を入力した場合など入札を継続することが適当でないと思われる入札  
 (8) 入札参加者の開札までの間におけるICカードの失効等により開札できないう入札  
 (9) やむを得ず紙入札方式による場合で、金額を訂正した入札  
 (10) やむを得ず紙入札方式による場合で、開字、開字等により重畳表示が不明りようである入札  
 (11) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）のした入札  
 ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条  
 ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条  
 ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
  - (12) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる

者又は相談後、開問その他いかなる名称を有する者であるかを問わす、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者のした入札。

- ① 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
  - ② 暴力団員等でなくなくなった日から5年を経過しない者
  - ③ 暴力団員等又は②に掲げる者とその事業活動を支配する者
- (8) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定に基づき工事費内訳書の提出がない入札
- (14) 果が業務費内訳書の提出を求めた建設工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る入札で業務費内訳書の提出がない入札
- 9 前項の規定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができていないものとする。
  - 10 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。
  - 11 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。（やむを得ず紙入札方式による場合は、開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わないう場合がある場合においても開札するものとする。）
  - 12 いったん提出した入札書の返還、引替え、変更又は取消は、できないものとする。
  - 13 入札者中予定価格以内（愛媛県建設工事最低制限価格制度要領（平成21年10月1日制定）の適用を受ける工事については、予定価格以内かつ最低制限価格以上。）で最低価格（総合評価落札方式により入札者を選定する場合（以下「総合評価落札方式の場合」という。）は最高評価額）以下（同じ。）の入札をした者を落札者とする。ただし、愛媛県建設工事最低入札価格調査制度要領（平成19年4月1日制定）の適用を受ける工事において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することと公正取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と認められるときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。
  - 14 愛媛県建設工事最低入札価格調査制度要領の適用を受ける工事において、同要領第8条第1項に規定する調査基準価格を下回る入札をした者は、契約担当者の行う同要領に基づき調査（以下「最低入札価格調査」という。）に協力しなければならぬ。
  - 15 果が発注する複数の工事において、同時に開札を執行する場合は、予定価格の高いものから一件毎に順に開札するものとし、最低入札価格調査の対象となる工事があった場合は、当該最低入札価格調査の対象とならなかつた工事を優先して落札者を選定するものとする。  
 なお、この場合、入札参加者は、複数の工事において同一の技術者を配置予定技術者として指定できる。ただし、複数の工事のうち、一の工事を落札した場合において、残りの工事については入札書を無効とする。
  - 16 入札回数は、1回とする。  
 なお、入札の結果不調となつたときは、設計図書の見直しを行い、その結果により再入札（指名競争入札）にあっては、指名替え又は再入札）とする。また、設計金額3千万円未満の工事に係る入札後審査型一般競争入札で入札不調となつた場合は、指名競争入札で再度発注することがある。
  - 17 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わぬものとする。
  - 18 落札者（愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札審査要領の適用を受ける工事にあっては落札候補者）となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価額）の入札をした者が2者（共同企業体の場合を含む。）以上であるときは、入札参加者が入札書に記載したくじ入札番号を用いて電子入札システムによりくじを実施する。
  - 19 入札者は、入札後、愛媛県会計規則（設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
  - 20 落札者は、落札の通知を受けた日から7日（愛媛県の休日を除く。）以内に契約担当者又はその代理人に対し、契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
  - 21 工事の請負契約に係る一般競争入札（予定価格3,500万円以上（建築一式工事にあっては7,000万円以上）の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合（以下「やむを得ず指名競争入札による場合」という。）を含む。）にあっては、全ての入札参加者は、入札時に入札書とあわせて入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料を提出しなければならない。この場合において、技術者の要件を満たさないと認められるときは、当該入札書を無効とする（やむを得ず指名競争入札による場合は落札決定を取り消す。）
  - 22 前項により最低価格の入札をした者については配置予定技術者の確認を行うものとする。
  - 23 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技

術者の配置が差務づけられている工事において、低入札価格調査に係る契約にあっては、次のとおり技術者の配置を求めるとし、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とする。

- (1) 同法同条第3項の規定により技術者の専任が差務づけられている請負代金額3,500万円以上（建築一式工事には7,000万円以上）の工事（以下「技術者を専任で配置しなければならない工事」という。）にあっては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求められるものとする。
- (2) 請負代金額3,500万円未満（建築一式工事には7,000万円未満）の工事においては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求められるものとする。
- 24 技術者を専任で配置しなければならない工事において、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。ただし、やむを得ない事情により、土木管理課が認めた場合はこの限りでない。
- 25 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上（低入札価格調査に係る契約においては10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 26 低入札価格調査に係る契約にあっては、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内に引き下げられるものとする。
- 27 落札者が20に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（25に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。
- 28 入札執行後、請負契約の締結までの間において、入札者が入札参加資格停止となった場合又は該会等不正行為の事実が発覚した場合若しくは当該業者の役員等が懲罰等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。
- 29 県工事の施工にあたり、暴力団、暴力団関係者（暴力団員等及び暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）又は暴力団関係者が経営者もしくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等から不当介入を受けた場合は、直ちに県に報告（下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）にあっては、請負者に報告）し、警察への届出を行うこと。県への報告及び警察への届出（下請負人にあっては、請負者への報告）を受けた場合、入札参加資格停止を行うことがある。
- 30 県工事の施工にあたり、工事関係者事故又は公衆損害事故が発生した場合には、速やかに築法担当部局を通じて担当部局へ報告すること。事故発生に關して、労働基準監督署、警察庁、葬祭所による処分等（是正勧告、指導票の行政指導を含む。）を受けた場合にも速やかに報告すること。県への報告を受けた場合、入札参加資格停止を行うことがある。
- 31 県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用してはならない。  
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会う等の協力を要し、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除する等の是正措置を講じなければならない。
- 32 電子入札に係る手続及び運用に關して、この心得に定めのない事項については、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）によるものとする。
- 33 総合評価落札方式の場合で、この心得に定めのない事項については、愛媛県建設工事簡易強結合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定）によるものとする。
- 34 この心得は、随意契約による見積り合わせ、測量等の場合に採用する。

別記様式

(用紙A.4)

入札辞退届

件名  
上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。  
平成 年 月 日

所  
在  
商号又は名称  
代表者氏名

印

(契約担当者) 様